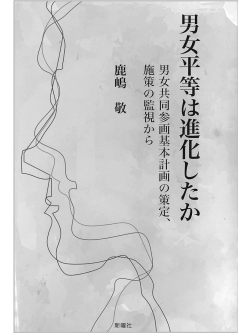


◆書評◆

鹿嶋敬著

『男女平等は進化したか
男女共同参画基本計画の策定、
施策の監視から』



(新曜社 2017年 ISBN: 978-4-7885-1528-4 3600円+税)

皆川 満寿美

(中央学院大学 現代教養学部)

本書は、民間有識者の立場から、20年近くの長期にわたり、国の男女共同参画行政に深く関わった人物が、日本社会の男女平等のありようについて回顧し、報告するものである。そのような立場とは、より具体的には、男女共同参画審議会委員、専門調査会委員、そして男女共同参画会議議員として、1次から現行の4次まで、全ての男女共同参画基本計画策定に携わったというものである。

このような長期にわたり、国の男女共同参画行政に携わった有識者は、著者鹿嶋敬以外にはいない。また鹿嶋は、日本経済新聞の記者、編集委員として、日本の女性労働に関心を持ち、男女雇用機会均等法の制定過程も取材し、同法を深く知る立場にもあった。そうした関わりは、彼に、「日本の男女

平等の進捗状況を報告しておく義務」(ix頁)を感じさせるに十分なものだった。日本社会のジェンダー平等に関心を持つ者は、彼がこのようなキャリアを持ち、この著作を刊行したことを感謝しなければならないと思う。

鹿嶋は、「男女平等は進化したのかどうかという課題に私なりの結論を与えたい」(xii頁)と本書の問いを設定しているが¹⁾、そこでの議論は、提示された論点が、過去との往還の中で検討され、繰り返し確認されていく、というふうである。それは、「政権がどう変わろうと、男女共同参画は生き延びなければならない」(x頁)と我が身に言い聞かせ、戒めの糧としてきた著者が、後の世代に伝えようと、重複を厭わず、言うべきことを漏れなく盛りこみ、書き尽くそうと努力

¹ 鹿嶋のいう「男女平等」の「進化」については、先に進んだのかどうか、より男女平等になったのか、という意味だと解釈することとする。さらに、本稿では、「男女共同参画」を政策として、「男女平等」を日本社会の状態、性質を指すものとして解釈する。

した結果なのだと思う。

後続く者なら覚えておかなければならないことがいくつもある。ここでは、二段階で行われる計画策定手続きについて取り上げよう。男女共同参画会議に置かれた専門調査会で作成される計画案（「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」）と、閣議決定される計画との異同の話である。

鹿嶋が日本社会の男女平等を妨げている要因として考えているのは、「男性中心の労働慣行と固定的性別役割分業意識」である。それは、男女共同参画政策の中ではずっと認識されてきたことだったが、4次計画では、「男性中心型労働慣行等の変革」を、計画全体を貫く視点とし、また第一分野のタイトルとして掲げ、これに直接ふれるかたちにした。そのことは、「男女共同参画の進化」であるとして自負されている。

しかし、4次計画では、男女共同参画会議の答申（調査会案の提出）から計画の閣議決定までの間に、「生命線ともいうべき箇所の一部変更があった」（21頁）。それは、鹿嶋自身が「最大の売り物」と位置づける「第一分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」の「基本的考え方」に登場する「男性中心型労働慣行」についてであった。

調査会案では、「勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤を当然とする男性正社員を前提とした働き方や、家計補助的な非正規雇用などを特徴とする既婚女性の働き方」を「男性中心型労働慣行」

としていたが、閣議決定された版では、「男性正社員」という言い方をやめ、「家計補助的な非正規雇用などを特徴とする既婚女性の働き方」をまるごとカットしたのである。「長時間労働を前提にした男性・正社員型、家事や育児を引き受ける女性・非正規社員型という働き方こそ、日本の固定的性別役割分担を指し示す典型例」（22頁）だと考えているのに、その半分が失われたのだ。

そのような大きな問題がありながら、鹿嶋は、政策の進化を言う。女性活躍推進法や地方創生政策といった「他の政策」においても、男女共同参画政策と同じことが言われていることがその証左とされている。男女共同参画は「一部の偏った考えの人」がやっているわけではないのだ（25頁）。

しかし、女性活躍推進法は、男女共同参画社会基本法の基本理念に則る法律であり（本書でもこのことは言及されている）、民主党政権時に策定された第3次男女共同参画基本計画による法律である（皆川 2016）。地方創生政策は、女性活躍推進法とともに、男女共同参画会議でとりまとめ、「すべての女性が輝く社会づくり本部」で決定する「女性活躍加速のための重点方針」に依拠したものである。であるならば、「期せずして第4次計画と女性活躍推進法は、同じ問題意識を根底に秘めることになった」（74頁）のではなく、男女共同参画社会基本法第15条が機能し、本来あるべきかたちになったものと読むべきだろう²⁾。

とはいえ、4次計画の閣議決定から今年で

²⁾ ただし、男女共同参画政策と「女性活躍加速のための重点方針」との関係については問題含みである。（皆川 2017）を参照。

3年目である。鹿嶋が繰り返し強調する「男性中心型労働慣行等の変革」は実現しているのだろうか。

「働き方改革」では、「同一価値労働同一賃金原則」は顧みられず、「同一労働同一賃金」の検討においても、男女平等という論点からでなく、「雇用形態間の格差」という文脈で、ガイドライン案が議論された。女性活躍について先頭を走っているとされるある企業では、男性の育児休業取得率は3.7%しかなく、にもかかわらず一般事業主行動計画では男性に対する取組は皆無であり、女性を変えようとする取組だけが書かれている。「男性中心型労働慣行等の変革」が実現しているとは到底言えない状況だ。

確かに、鹿嶋が言うように、男女共同参画基本計画に「書かれていること」は「進化」しているのかもしれない。しかし当然ながら、書かれていることが実行されなければならない。民主党政権下で策定した第3次の計画は、このこと（実効性の確保）を強い問題意識として持ち、2011年には「北欧諸国における立法過程や予算策定過程等への男女共同参画視点の導入状況等に関する調査」が実施された。しかし、計画期間中に政

権交代が起こり、「社会政策ではなく経済政策」として「女性活躍推進」を掲げる第2次安倍政権は、官邸に別の本部を作り、一時は、男女共同参画局の存続さえ危ぶまれた。そして、実効性の確保について重要な働きをするはずの監視専門調査会は、鹿嶋の任期終了後、廃止されたままである。

また、「少子化対策」では、今まで避けられてきた「結婚支援」が、堂々と掲げられ、予算がつけられている。文科省高校保健副教材の改ざんグラフは改められたが、改ざんしたと告白した人物は内閣官房参与の職を辞さない（西山・柘植 2017）。政府による女性のリプロダクティブ・ライツへの侵害はすでに始まっているのである。

本書は、鹿嶋による男女共同参画についての「最後のメッセージ」（xii頁）だが、上記の状況も、彼に本書を書かせる動機となったのではないかと。そして、その最も強いメッセージとは、「政権がどう変わろうと、男女共同参画は生き延びなければならない」ということではないか。続く世代は、そのように受け取って、この本を役立ててほしい。その一人として、私は、本書をこのように読んだ。

参考文献

- 西山千恵子・柘植あづみ編, 2017, 『文科省／高校「妊活」教材の嘘』論創社。
皆川満寿美, 2016, 「女性活躍推進法の成立—『成長戦略』から『ポジティブ・アクション』へ」『国際ジェンダー学会誌』（国際ジェンダー学会）vol.14：pp. 5-31。
皆川満寿美, 2017, 「第2次安倍政権と女性関連政策」浅倉むつ子編著『ジェンダー法研究』第4号、信山社：pp.147-155。

（掲載決定日：2018年4月4日）